

平成 30 年 3 月吉日

組合員各位

情報通信システム協同組合

代表理事 甲斐啓二

ETC コーポレートカードをご利用の組合員様へのご案内

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は当組合事業をご利用いただき心より御礼申し上げます。

さてこの度、皆様にお使いいただいております ETC コーポレートカードの割引率について、NEXCO より発表（別紙記載）がございました。

現在適用されております ETC 2.0 車載器搭載車両限定の割引率 10% 拡充措置（平成 30 年 3 月末迄）につきまして、平成 30 年 4 月 1 日以降（平成 31 年 3 月末迄）も同様に実施されることが決定いたしました。

ただし、適用対象は ETC 2.0 車載器搭載かつ事業用車両※¹に限られます。

なお、経過措置として一定期間は現行の適用条件（ETC 2.0 車載器搭載のみ適用）が継続されます。経過措置の終了時期につきましては、NEXCO より発表があり次第、お知らせいたします。

敬具

※¹ 事業用車両・・・いわゆる緑ナンバーの車両。車検証において“事業用”と区分される。

平成30年3月14日

お客さま各位

東日本高速道路株式会社

平成30年4月1日からの大口・多頻度割引の割引率について

平素より、ETCコーポレートカードをご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、平成30年4月1日からの大口・多頻度割引について、下記のとおり変更となりますので、お知らせいたします。

記

1. 車両単位割引率

自動車1台ごとの1ヶ月の高速国道のご利用額	割引率
5千円を超え、1万円までの部分	10% (20%)
1万円を超え、3万円までの部分	20% (30%)
3万円を超える部分	30% (40%)

※ () 内は、ETC2.0を使用する事業用車両(注)に限り適用される割引率です。(平成31年3月末まで)

(注) 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第58条に定める自動車検査証において道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第35条の3第1項第13号について事業用と区別、又は道路運送車両法施行規則第63条の2に定める軽自動車届出済証において事業用と区別されているETC2.0搭載車両。

なお、経過措置として、平成30年4月1日以降、一定期間はその他のETC2.0搭載車両にも適用します。経過措置終了時期などの詳細につきましては、関係機関と調整のうえ、決まり次第お知らせいたします。

以上